

第4回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和6年9月27日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年9月27日(金) 午前9時00分から 9時25分

2. 開催場所 町民ふれあいプラザ 大ホール

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		譲
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
- 第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第5 議案第2号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小	林	和	仁
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

定刻になりました。ただいまより第4回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変ご苦勞様でございます。

本日は、ふれあいプラザ・大ホールが会場ということで広すぎるなあという感じはありますが、総会をはじめたいと思います。

会長

皆様方、収穫期真っ最中というお忙しい中、総会に出席頂きましてありがとうございます。

さて、農業情勢は刻一刻と変化しております。

米に関しましては、倒伏等が目立ちまして去年と比べますと収穫が遅れがちでした。また、米の価格については大幅にあがってきたとのこと。新函館農協関係の概算金が19,000～20,000円を少し超えるくらいではないかと。今年は去年に比べますと7、8,000円概算金があがっているのかなと思います。

会長

そういったなかで、民間業者にききますと米の買取額が1俵22,000から23,000円くらいで動いているとのこと。JA出荷においても最終精算は同等な価格を期待しています。米に関しては、今年限りでなく今後も高値が続く可能性が高いと言われています。今年は米に期待が大きいです。

反面心配されるのが多額の税金ですが、帳尻がうまくあうような世界でございます。税金は徴収される方が良いと皆さん考えておられると思います。

会長

次に馬鈴薯に関しまして、わたくしごとになりますが早出しは10kg3,000円以上になるかと思います。飴玉のようなSSサイズでも1,000円以上しておりました。小粒な傾向の馬鈴薯だったのですが、大変良かったなあと思っています。

会長

そして、畜産関係です。あまり詳しくないのですが、順調に最後の牧草作業中だと思います。三番草なのでしょうか。三番草収穫で今年は終了とのことです。豆に関しては、これから収穫ということです。

会長

さて、本日の総会は、報告第1号と議案第2号まででございます。

慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、6 番阿部委員、7 番松崎委員を指名いたします。この指名は、第 4 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地保有適格法人の報告について】

議長

「日程第 3 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地保有適格法人の報告について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

事務局

報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について。

農地法第 6 条の規定により、農地所有適格法人から報告書の提出があったので、報告するものとする。

令和 6 年 9 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

今回は、[REDACTED]から報告書が提出されております。

報告書の詳細については、事前に送付しており、お目通し頂いているものと考え省略いたします。

事務局

また、未提出の法人につきましては、提出するよう事務局より文書を送付いたします。法人の代表に会われた際には、委員のみなさんから報告書の提出を促すようお声掛けをお願いします。

今回提出のあった法人に関しましては、要件を満たしており問題ございませんでした。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

報告第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり報告済みといたします。

【日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案3ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年9月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料1ページをご覧ください。

事務局

番号 113 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の設定
等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 15 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、
利用目的は水田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でご
ざいまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 9 月 27 日、対価の支
払期限が 2024 年 11 月 13 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は
[REDACTED] 円でございます。農地保有合理化事業でございます。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 114 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]和。利用権の設定
等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転
作田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまし
て、所有権移転の時期につきましては 2024 年 9 月 27 日、対価の支払期限が
2024 年 11 月 13 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED]
円でございます。こちらも農地保有合理化事業でございます。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 115 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の設定
等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]の計 14 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と
水田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまし
て、所有権移転の時期につきましては 2024 年 9 月 27 日、対価の支払期限が
2024 年 11 月 13 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED]
円でございます。こちらも農地保有合理化事業でございます。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 116 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の設定
等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、

■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■の計 11 筆、面積
 が合わせまして■■■㎡、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につ
 きましては売買でございます、所有権移転の時期につきましては 2024 年
 9 月 27 日、対価の支払期限が 2024 年 11 月 13 日、土地引渡の時期は対価の
 支払日、売買価格は■■■■円でございます。こちら農地保有合理化
 事業でございます。

番号 117 番。利用権の設定等を受ける者、
、
。利用権の設定
等をする者、
さん。

事務局

番号 118 番。利用権の設定等を受ける者、
、
。利用権の設定
等をする者、
さん。

事務局

番号 119 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございます、所有権移転の時期につきましては2024年9月27日、対価の支払期

事務局

限が 2024 年 10 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 〇〇〇〇 円、売買価格は 〇〇〇〇 円でございます。

こちらは、昨年 6 月に計画にあがったものですが、議決後、金銭面で折り合いがつかず失効したものでございます。その後、両者間を事務局で取り持ち調整し今回改めて上程致しました。前回からの変更点としまして、単価を 〇〇〇〇 円から 〇〇〇〇 円に、売買価格が 〇〇〇〇 円から 〇〇〇〇 円に 〇〇 になっております。

事務局

資料 8 ページをご覧ください。

番号 120 番。利用権の設定等を受ける者、〇〇〇〇、〇〇〇〇 さん。利用権の設定等をする者、〇〇〇〇、〇〇〇〇 さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 の計 3 筆、面積が合わせまして 〇〇〇 ㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 9 月 27 日、対価の支払期限が 2024 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 〇〇〇〇 円、売買価格は 〇〇〇〇 円でございます。

こちらにつきましては、番号 114 と同時に売買協議し合理化事業を希望したのですが、近隣に 〇〇〇〇 さんの耕作地がなく、当該農地のみでは団地化要件の 1 ha を満たせないことから、合理化とは別に農地利用集積計画で売買することとなりました。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 121 番。利用権の設定等を受ける者、〇〇〇〇、〇〇〇〇 さん。利用権の設定等をする者、〇〇〇〇、〇〇〇〇 さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 の計 9 筆、面積が合わせまして 〇〇〇 ㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 9 月 27 日から 2027 年 9 月 26 日までの 3 年間、単価が 〇〇〇〇 円、賃貸価格が 〇〇〇〇 円でございます。

こちら継続となっておりますが、前回まで土地改良事業の関係で中間管理事業を利用し、間に公社が入っていたものです。公社と耕地係に確認しましたところ、中間管理事業が不要となったことから、賃貸料や期間は事業利用時と同じ条件での賃貸契約となっております。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 122 番。利用権の設定等を受ける者、〇〇〇〇

____、____、____、____。利用権の設定
等をする者、____、____さん。

こちらは遊休農地解消緊急対策事業でございます。この事業について簡単に説明致します。国費で草刈り、耕起、整地等の簡易な整備を1反あたり上限43,000円にするもので、その代わり土地の所有者へ使用貸借で公社へ貸して、公社から耕作者へ10年間の使用貸借する制度でございます。こちらについては、昨年の利用状況調査において報告された農地で、遊休農地解消緊急対策事業で道内では2例目でございます。遊休農地ではあったのですが、転作田としてカウントされると農協と農政係に確認済です。ちなみに、耕作者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。来月の総会で、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの使用貸借契約を上程する予定です。

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

はい、金谷委員、どうぞ。

はい。122 番の借り手についてですが、これは決定ということですか？

はい。決定しました。

事務局に連絡せずに、わたしの方で内々に声がけしている方が別におりました。決定したと知らなかったのだから...
であれば、決定したということですね。わかりました。

はい、申し訳ございません。 さんで決定です。

他に、議案第 1 号について質疑ございませんか。

8

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第2号 土地現況証明願について】

議長 「日程第5 議案第2号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案5ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和6年9月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料14ページをご覧ください。
番号17番。所在につきましては[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
2024年9月13日に西川委員、松崎委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、15ページの図1のとおりでございます。

事務局 番号18番。所在につきましては[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
2024年9月13日に西川委員、松崎委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、16ページの図2・3のとおりでございます。

事務局 番号19番。所在につきましては[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして

事務局

て、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでござい
ます。

2024年9月13日に西川委員、松崎委員、高橋委員と現地に赴き、目視で
確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

別紙18ページの図4の写真をご覧ください。住宅の屋根やソーラーパネ
ルがはみ出しております。平成18年に住宅を建築した際にすでにはみ出し
ていたと願出者から説明を受けております。判例を調査した所、公訴時効は
3年であることから、違反転用と農業委員会から指摘できないということか
ら、現況証明願いを受理し証明するものとします。

以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第4
回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 10 月 30 日

会議録署名委員

4 番

大羽 孝志

5 番

西川 譲

議 長

原田 嘉博